

## Q 就学援助を拡充すべき

## A 保護者事情に配慮する



▲1球1球に力をこめて練習する一本木中学校卓球部

**Q1** ①就学援助の、適用基準、申請・周知方法はどのようになっているのか。

②適用基準を引き上げる考えはないか。  
③「民生委員の所見」を削除し、申請の窓口を教育委員会でも受け付ける考えは。

**A1** ①基準は、要保護者及び、準要保護者で生活保護基準の1.3倍未満です。



武田 猛見 議員

申請・周知は、広報・ホームページ・学校からの文書で、窓口は学校です。

②管内の状況から見て、基準の引き上げの考えはありません。  
③「民生委員の所見」は、生活実態の把握が難しいことから、次年度から廃止します。また、保護者の事情も考え、教育委員会での受付も行います。

### 自立支援法の応益負担は大変

**Q2** ①実施後の応益負担など、実態調査は。また負担増の状況は。  
②低所得者への村独自の軽減策の考えは。  
③施設事業者への経営支援の考えは。

**A2** ①実施前の説明は行っていますが、実施後はおこなっています。今後、障害者福祉計画策定の関係で、利用者・事業者への意向調査を行う予定です。

利用者の負担は、144人の平均を見ると、15,000円ほど増えています。

②支援法は、利用者も負担するという制度で、低所得者の軽減策もあり、村としては考えていません。  
③事業者は、報酬単価の考え方が、更で厳しい経営状況にありますが、健全運営ができるよう一緒に考えていきます。

### さらなる国保税の減免拡充を

**Q3** ①減免要綱が改正されたが、その対象世帯の見込みとさらなる拡充の考えは。  
②税務課・収納課・保険年金課の連携は。

**A3** ①見込みは不可能ですが、推移を見守ります。  
②資格取得・喪失情報、賦課徴収情報などの情報共有で円滑化に努めます。